

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を  
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

健康教育課	学校保健・体育係
指導課	指導事務係 支援教育係

」

を

「

指導課	指導事務係 支援教育係
健康教育課	学校保健・体育係

」

に改める。

第4条の表総務部の部に次の2号を加える。

- (4) 働き方・仕事の進め方改革に関する事。
- (5) 事務改善に関する事。

第4条の表総務部の部庶務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表学校教育部の部を次のように改める。

学校教育部

- (1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。
- (2) 学校運営の支援に関する事。
- (3) 小杉小学校開校準備に関する事。

## 指導課

- (1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。
- (2) 学校の運営に関すること。
- (3) 学校の教育課程の編成に関すること。
- (4) 学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (5) 教科用図書選定審議会に関すること。
- (6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。
- (7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。
- (8) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。
- (9) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。
- (10) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。

## 健康教育課

- (1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関すること。
- (2) 児童等の保健衛生に関すること。
- (3) 学校の環境衛生に関すること。
- (4) 児童等の通学等に係る安全対策に関すること。
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。
- (6) 学校保健会に関すること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関すること。
- (8) 学校体育に関すること。
- (9) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

組織整備に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前														
<p>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条及び第2条 略) (内部組織)</p>	<p>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条及び第2条 略) (内部組織)</p>														
<p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>庶務課</td> <td>庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学事課</td> <td></td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課		学事課		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>庶務課</td> <td>庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学事課</td> <td></td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課		学事課	
総務部		庶務課	庶務係 経理係												
		企画課													
	学事課														
総務部	庶務課	庶務係 経理係													
	企画課														
	学事課														
<p>教育環境整備推進室</p>															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> <td></td> </tr> </table>	職員部	教職員企画課		教職員人事課		給与厚生課		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> <td></td> </tr> </table>	職員部	教職員企画課		教職員人事課		給与厚生課	
職員部		教職員企画課													
		教職員人事課													
	給与厚生課														
職員部	教職員企画課														
	教職員人事課														
	給与厚生課														
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>指導課</td> <td>指導事務係 支援教育係</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td>学校保健・体育係</td> </tr> </table>	学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係	健康教育課	学校保健・体育係	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>健康教育課</td> <td>学校保健・体育係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導事務係 支援教育係</td> </tr> </table>	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係	指導課	指導事務係 支援教育係				
学校教育部		指導課	指導事務係 支援教育係												
	健康教育課	学校保健・体育係													
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係													
	指導課	指導事務係 支援教育係													
<p>健康給食推進室</p>															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td>企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td></td> </tr> </table>	生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td>企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td></td> </tr> </table>	生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課					
生涯学習部		生涯学習推進課	企画係 振興係												
	文化財課														
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係													
	文化財課														
<p>(事務分掌)</p>															
<p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>														
<p>総務部</p>															
<p>(1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 (3) 学校運営協議会に関すること。 (4) 働き方・仕事の進め方改革に関すること。 (5) 事務改善に関すること。</p>															

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。  (2) 儀式、表彰及び交際に関する事。  (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。  (4) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。  (5) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。  (6) 事務局指定管理者評価選定委員会に関する事。  (7) 教育委員会の会議に関する事。  (8) 教育行政の相談に関する事。  (9) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事。  (10) 予算及び決算に関する事。  (11) 財務事務の指導に関する事。  (12) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。  (13) 情報公開制度の総括に関する事。  (14) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。  (15) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。  (16) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p>	<p style="text-align: center;">庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関する事。  (2) 儀式、表彰及び交際に関する事。  (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関する事。  (4) 事務局内の事務改善に関する事。  (5) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。  (6) 職員の定数配置及び人事評価に関する事。  (7) 事務局指定管理者評価選定委員会に関する事。  (8) 教育委員会の会議に関する事。  (9) 教育行政の相談に関する事。  (10) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関する事。  (11) 予算及び決算に関する事。  (12) 財務事務の指導に関する事。  (13) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関する事。  (14) 情報公開制度の総括に関する事。  (15) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関する事。  (16) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関する事。  (17) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p>
(中略)	(中略)
<p style="text-align: center;">学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。  (2) 学校運営の支援に関する事。  (3) 小杉小学校開校準備に関する事。</p>	<p style="text-align: center;">学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。  (2) 学校運営の支援に関する事。</p>
<p style="text-align: center;">指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。</p>	<p style="text-align: center;">健康教育課</p> <p>(1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関する事。</p>

改正後	改正前
(2) <u>学校の運営に関すること。</u>	(2) <u>児童等の保健衛生に関すること。</u>
(3) <u>学校の教育課程の編成に関すること。</u>	(3) <u>学校の環境衛生に関すること。</u>
(4) <u>学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。</u>	(4) <u>児童等の通学等に係る安全対策に関すること。</u>
(5) <u>教科用図書選定審議会に関すること。</u>	(5) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。</u>
(6) <u>学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</u>	(6) <u>学校保健会に関すること。</u>
(7) <u>いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</u>	(7) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関するこ</u>
(8) <u>支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。</u>	と。
(9) <u>学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関するこ</u>	(8) <u>学校体育に関すること。</u>
と。	(9) <u>学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関するこ</u>
(10) <u>総合教育センターとの連絡調整に関すること。</u>	指導課
健康教育課	(1) <u>学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。</u>
(1) <u>保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関すること。</u>	(2) <u>学校の運営に関すること。</u>
(2) <u>児童等の保健衛生に関すること。</u>	(3) <u>学校の教育課程の編成に関すること。</u>
(3) <u>学校の環境衛生に関すること。</u>	(4) <u>学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。</u>
(4) <u>児童等の通学等に係る安全対策に関すること。</u>	(5) <u>教科用図書選定審議会に関すること。</u>
(5) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。</u>	(6) <u>学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</u>
(6) <u>学校保健会に関すること。</u>	(7) <u>いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</u>
(7) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関するこ</u>	(8) <u>支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。</u>
と。	(9) <u>学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関するこ</u>
(8) <u>学校体育に関すること。</u>	と。
(9) <u>学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</u>	(10) <u>総合教育センターとの連絡調整に関すること。</u>
(以下 略)	(以下 略)